

生活保護基準引き下げ違憲訴訟

7月5日
富山地裁

第20回 口頭弁論

多くの皆さんの傍聴をお願いします

「生活保護基準の引き下げは憲法 25 条違反」として、富山市の生活保護受給者が市と国を相手に 2015 年に訴訟を開始してから、20 回目の口頭弁論を迎えます。

被告である国は、生活保護基準の策定は専門技術的かつ政策的な判断が必要であり、裁判所による審査には馴染みにくいなどと、極めて横暴な主張をしています。

今後の弁論では、このような国の主張にしっかりと反論していくと同時に、物価指数の研究

者が作成された「デフレ調整」の論点を補強する意見書に基づいて、さらなる主張・立証を行っていきます。

現在、29 都道府県において同種の訴訟が取り組まれており、4 つの地裁で判決が行われました。画期的勝訴となった大阪地裁判決に学び、富山でも裁判勝利に向けていっそう力強く取り組んでいきます。

皆さまには引き続き裁判傍聴にご参加下さいますようお願い申し上げます。

第20回口頭弁論

7月5日（月）13時30分～14時00分頃

富山地裁・第一号法廷

報告集会・記者会見

同日 14時15分頃～（口頭弁論終了後）

県弁護士会館・3階会議室（富山地裁から徒歩3分）

・感染防止対策の観点から傍聴人数が制限されています。これまでの人数程度であれば傍聴参加は問題なく可能と思われませんが、傍聴希望の方は必ず事前のご連絡をお願いします。

（TEL：076-442-8000 メール：tym_sugita@doc-net.or.jp）

・参加にあたってはマスク着用、事前の検温などのご対応をお願いします。



反-貧困ネットワークとやま ニュース No. 34
2021/6/22 発行：ネット事務局 mail:tym_sugita@doc-net.or.jp

